

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

— 延宝・元文・天保期の比較を通して —

深井雅海

はじめに

- 一 元日儀礼の仕組みと格式
 - (一) 「御座之間」での式
 - (二) 独礼
 - (三) 立礼と通掛の礼
 - 二 二日儀礼の仕組みと格式
 - (一) 独礼
 - (二) 立礼と通掛の礼
 - 三 将軍の行動と「席図」に見る格式
 - (一) 元日儀礼
 - (二) 二日儀礼
- おわりに

はじめに

江戸幕府の「年頭御礼」は、笠谷和比古氏が、「この社会の身分秩序がどのようなものであるかを包括的に表現するものであり、かつその秩序を相互に確認しあう役割を果たしていた」と指摘する⁽¹⁾とおり、秩序の確認とその維持に多大な影響を与えていた。この「年頭御礼」(「正月参賀儀礼」)については、二木謙一氏が『徳川実紀』や「元寛日記」などにより、すでに二代将軍秀忠時代の元和二年(一六二六)頃にはほぼ完成されたとの「元和二年成立説」を唱えている⁽²⁾。これに対し、小宮木代良氏は「元寛日記」の成立過程を検討し、「この史料自体が、後世特定の意図を以て新たに作成されたものであるとの可能性」を指摘した。そして、将軍への御礼位置の量何量目という規定が煩雑になってくるのは寛永末年から正保期にかけてとし、さらに、武家官位による儀礼の序列化がかなり進んだのは、幼将軍として代替わりした四代家綱の時期と捉えている⁽³⁾。また川島慶子氏は、寛永

一〇年代における、四品以上の正月参賀儀礼を詳細に分析し、大名序列化の過程を明らかにした。⁽⁴⁾しかし、小宮氏も「年頭御礼」の変化を詳細に検討したわけではなく、川島氏の分析も寛永一〇年代に止まっており、成立過程の問題は、今後に残された課題といえる。

筆者も、「年頭御礼」については小論を執筆したり、講演を行ってきたものの、後期の事例を紹介したのみであり、儀式の全体像を細かく分析したわけではない。そこで、成立期の問題は別稿に譲り、本稿では、前期（延宝二年（一六七四）・中期（元文四年（一七三九）・後期（天保五年（一八三四）の「年頭御礼」の実態を考察し、その仕組みの変化と、身分・家格・地位によって、いかなる格差が設定されていたのか、明らかにしたい。また、將軍への謁見は、全般的にみると、秩序維持以外にどのような意味があったのか、考えてみたい。なお、「年頭御礼」は、主に元日・二日・三日の三日間にわたって行われるが、三日目は「無官之面々」や大名家の家老たちの謁見日であるため、元日と二日を考察の対象としたことを予めお断りしておきたい。

一 元日儀礼の仕組みと格式

(一) 「御座之間」での式

正月元日の「年頭御礼」は、將軍世子などがある場合は、將軍の生活空間である江戸城本丸御殿「奥」の「御座之間」で行われるが、この儀式の詳細は、「表」の「日記」には記載されていない。延宝二年の場合は、將軍家綱に男子がいなかったため、この儀式は行われなかったものと思われる

る。元文四年・天保五年については、当年の状況が不明であるが、それぞれ享保一九年（一七三四）の「江戸幕府日記」（国立公文書館所蔵）⁽⁷⁾と、天保九年（一八三八）の「次第書」（『徳川礼典録』巻一掲載）に記載が見られるため、中期と後期を比較することができる。

まず、享保一九年の「江戸幕府日記」から儀式の詳細をみよう。「年頭御礼」では、將軍に太刀目録を献上したのち、將軍から盃と呉服を下賜されるのが基本である。太刀目録献上の状況からみよう。

〔史料1〕

正月小朔日

月番 讃岐守

一月番讃岐守六半時過登 城、外之老中・右京大夫・若年寄中段々登 営

一表向五時揃

一大納言様五半時前被為 入

一即刻 公方様・大納言様御座間御上段 御着座、大納言様

御太刀目録御上段下より一疊目ニ置之、讃岐守披露、同人引之、過而

徳川右衛門督殿

右御太刀目録讃岐守持出之、御下段御敷居之内一疊目ニ置、于時右

衛門督殿被出座、御敷居之外ニ而御礼、同人披露、直御敷居之内

御左之方被着座

御太刀目録若年寄引之

松平小五郎殿

右御太刀目録讃岐守持出之、御下段御敷居之内一疊目ニ置之、于時

小五郎殿被出座、御敷居之外ニ而御礼、同人披露、直三御敷居之内

御左之方ニ被着座

御太刀目録若年寄引之

「日記」の冒頭に「月番 讃岐守」とある。讃岐守は、享保一九年正月の月番老中酒井忠音のことである。⁽⁹⁾「大納言様」、つまり世子の家重が午前九時前頃に、西丸御殿から本丸御殿に入ったのち、「御座間」で儀式が始まった。家重は、上段之間の下から二畳目に太刀目録を置いて、將軍吉宗に謁見している。本人の座席の位置は記載されていないが、「御上段御着座」とあるので、太刀目録の置場所から考えて、下から一畳目と思われる。

ついで、吉宗の次男徳川(田安)右衛門督宗武と四男松平小五郎(のちの一橋宗尹)が謁見した。宗武は、享保一四年九月に元服して従三位中将に任ぜられ、同一六年九月、田安屋形に移徙している。一方、小五郎は元服前である。⁽¹⁰⁾しかし、両名とも、太刀目録の置場所は下段之間敷居の内下から一畳目、謁見場所は敷居の外(縁類)と同じである。このように、將軍世子と次男・四男とでは、太刀目録の置場所、座席とも、明確な格差が設けられており、將軍に近づけるほど格が高いことがわかる。しかも、太刀目録を下げる役職にも、違いがあった。世子は老中、他の子供は若年寄が引太刀の役を務めており、ここにも格差が設定されていた。かかる格差は、盃下賜の際にも設けられていた。

〔史料2〕

御熨斗炮出

公方様

御吸物

大納言様

御吸物

公方様

御盃御土器

御捨土器

大納言様

御捨土器

右衛門督殿・小五郎殿江も吸物出

御酌

御加

御前江被 召上、御加有而其御盃 大納言様江被進、被 召上之、

御加有而御返盃、 公方様被 召上、御加有而其御盃三方ニ載之、

下より三畳目御酌扣有之時、右衛門督殿被出座頂戴之、加有而盃被

持、御次間江被退時、讃岐守取之、三方ニ載之、御酌江渡之、 御

前江被 召上時、被中座御礼、被帰座、御加有而御扣之節

呉服台出

御下段三畳目之下より五畳目江かけて、南北へ長く置

呉服頂戴、被帰座、 公方様被 召上、其御盃三方ニ載之、下よ

り三畳目ニ御酌扣有之時、小五郎殿被出座、頂戴之、加有而盃被持、

御次間江被退時、讃岐守取之、三方ニ載之、御酌江渡之、 御前江

被 召上時、被中座御礼、小五郎殿帰座之節

呉服台出

御下段三畳目之下より五畳目へかけて、南北へ長く置

呉服頂戴、被帰座、御盃・御吸物等引之、此節年寄共・右京大夫・

豊前守一同出座 御目見、過而右衛門督殿・小五郎殿被退去、

公方様・大納言様御表 出御、此節老中・右京大夫・豊前守 御

成廊下ニ罷在、若年寄中・松平能登守・小出信濃守ハ御錠口内之方

二罷在 御目見、如例年御礼相濟、九時前 入御

盃下賜で注目されるのは、將軍との間で「返盃^⑪」が行われていることである。すなわち、將軍が飲んだ盃に「御加」があつて、その盃を「大納言様」＝世子家重が飲み、さらに「御加」があつて將軍が飲んでゐる。盃を下賜される場所は記載されていないが、上段之間と思われる。こうした「返盃」は、徳川右衛門督と松平小五郎にも行われている。盃を下賜される場所は、両名とも下段之間下より三畳目である。また、呉服下賜については、両者とも、呉服台が下段之間三畳目の下から五畳目にかけて「南北」＝縦に置かれており、同じである。將軍世子の家重には、呉服の下賜はみられない。右衛門督と小五郎に、將軍・世子と同じく、吸物が出されているのも特徴といえる。

総じて、「奥」の「御座之間」では、將軍の「家族」に対する「年頭御礼」が行われたといえよう。

では、天保九年の「次第書」と比べてみよう。このときの將軍は一二代家慶、世子は家祥(のちの三代將軍家定)である。世子以外の謁見者は、御三卿の田安中納言齊荘と一橋刑部卿慶昌(中将)である。まず、世子については、太刀目録の置場所は上段之間の下から二畳目で享保期と同じ、座席の位置は記載されていないが、下から一畳目と同じと思われる。田安・一橋家の座席は、下段之間敷居の外(縁類)で、享保期と同じである。太刀目録の置場所は、中納言の田安齊荘が下段之間下から二畳目、中将の一橋慶昌が下から一畳目であり、畳一枚の違いがある。享保期には、田安宗武(中将)・元服前の松平小五郎(のちの一橋宗尹)とも、下段之間下から一畳目であった。したがって、中将の畳目は同じである。田安宗武は、延享二年(二七四五)十一月に宰相、明和五年(二七六八)五月、権中納言に昇進してい

るが、宝暦二年(一七六二)正月元日の儀式の時点で、太刀目録の置場所が下から二畳目になっているので、宰相に昇進したときに畳一枚上がったと考えられる。なお、引太刀の役についても、世子は老中、御三卿は若年寄が務めており、享保期と同じである。

つぎに、盃と呉服下賜について比べてみよう。盃下賜については、將軍との間で「返盃」が行われていることは、世子・御三卿とも享保期と同じである。盃を下賜される場所は、田安中納言が下段之間上より三畳目、一橋刑部卿(中将)が同じく上より四畳目と、一畳の違いがみられる。享保期には、徳川右衛門督(中将)・松平小五郎とも、下段之間下より三畳目で盃を下賜されている。下段之間は上下六畳と考えられるので、中将の場合は同じ畳目となる。これも、中納言の場合、田安宗武の昇進により、上より三畳目に設定されたものと思われる。呉服台は、田安中納言・一橋刑部卿とも、下段之間三畳目の下から五畳目にかけて南北に置かれており、享保期と全く同じである。

こうしてみると、「御座之間」での格式は、享保期に設定されたものが、ほぼそのまま天保期にも踏襲されていることがうかがえる。

(二) 独礼

ここからは、延宝二年(一六七四)の「江戸幕府日記」(国立公文書館所蔵)、元文四年(二七三九)の「江戸幕府日記」(同館所蔵)、「甲午(天保五(二八三四))年之次第書」(「徳川礼典録」上巻所収)の三点の史料に見える「年頭御礼」の仕組みと格式について比較し、その特徴を明らかにしたい。

表1・2・3は、各年それぞれの正月元日の式を、謁見順に、謁見場

表1 延宝2年(1674)正月元日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	人数	官位	謁見の格式						
					礼の形式・場所	盃の頂戴場所	呉服台の置場所				
1	黒書院	甲府徳川家 館林徳川家	2人	宰相	下段敷居の内	下段上より2畳目	下段上より3畳目から4畳目、南北に置				
2		尾張徳川家	1人	中納言			下段上より3畳目下	下段上より3畳目の上から4畳目、南北に置			
		高田松平家	2人	中将		下段上より4畳目中から5畳目、南北に置					
		金沢前田家									
3	鳥取池田家	1人	少将	下段上より4畳目	下段上より5畳目中から6畳目、南北に置						
	紀伊徳川家・水戸徳川家 名代使者	2人		太刀目録献上							
4	白書院	彦根井伊家 西条松平家 尾張徳川家次男・三男	4人	少将	独礼 下段敷居の外	下段上より6畳目	少将は下段敷居の内(下から1畳目)、侍従は同所の外、いずれも東西に置				
		大老(前橋酒井家)	1人								
		奥高家	1人								
		守山松平家 石岡松平家 明石松平家 高松松平家 津藤堂家 白河松平(結城)家 彦根井伊家世子	7人					侍従			
		老中	3人								
		大留守居(今治松平家)	1人								
		前橋酒井家世子 小浜酒井家	2人								
		5	松岡松平家 大聖寺前田家 富山前田家 松江松平家 庄内酒井家 松山松平家 小倉小笠原家	7人					四品	下段敷居の外	広蓋にて呉服拝領
			老中	1人							
			諸大夫の面々 法印・法眼の医師					諸大夫 法印・法眼			
6	大広間	無官高家			立礼	最初2人、以下3人宛出席し、御流頂戴	呉服の拝領なし				
		布衣の役人		布衣		御流頂戴なし					
		寄合、番衆、諸役人、同朋				將軍入御後、5人宛出席し、御流頂戴					
	同板縁	幸若、観世		將軍入御後、7人宛出席し、御流頂戴							
7	大廊下	久志本(医師) 儒者	3人 2人		通掛に 一同で礼	將軍入御後、2人宛出席し、御流頂戴					
		白書院 次の間	小性組の面々								
8	同縁	後藤・本阿弥・狩野・呉服師、扶持人の諸職人									
		黒書院 勝手	新番、膳奉行、右筆								
9	白書院 縁類	奥高家	6人		大広間にて番衆御流頂戴の内、月番老中出席のうえ、呉服台にて拝領						
		將軍入御後	大広間 三の間	在国・在所・在番・病人の面々名代使者		老中列席のうえ、太刀目録献上					

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

五

註 延宝2年「江戸幕府日記」(国立公文書館所蔵)、延宝3年「武鑑」(橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻、名著刊行会、1965年、所収)、『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、1964～1966年)、『徳川諸家系譜』(続群書類従完成会、1970～1984年)により作成。

表2 元文4年(1739)正月元日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	人数	官位	謁見の格式			
					礼の形式・場所	盃の頂戴場所	呉服台の置場所	
1		尾張徳川家	3人	中納言	下段敷居の内	下段上より2畳目	下段3畳目上から4畳目、南北に置	
		水戸徳川家		中将		下段上より3畳目	下段4畳目上から5畳目、南北に置	
		金沢前田家				下段上より4畳目	下段敷居の内下から2畳目、東西に置	
2	白書院	紀伊徳川家名代使者	1人		独 礼	太刀目録献上		
3		家門・譜代のうち侍従以上	6人	少将1人 侍従5人		下段敷居の内	下段下から1畳目	
		津藤堂家	1人	侍従		下段敷居の外	下段上より6畳目	下段敷居の外
		老中・西丸老中・老中格・元老中	6人					
4	譜代・世子四品以上	6人	四品		下段敷居の外	広蓋にて呉服拝領		
5	大廊下	奏者番		諸大夫	通掛に一同で礼、太刀目録献上			
6	大広間	万石以上の諸大夫、若年寄 側衆など万石以下の諸大夫の役人 法印・法眼の医師		諸大夫 法印・法眼	立 礼	摂津尼崎松平家など2人、以下3人宛出席し、御流頂戴	左に同じく、最初2人、以下3人宛出席し、呉服拝領	
		表高家	10人			將軍入御後、広蓋にて呉服拝領		
		布衣の役人		布衣		將軍入御後、7人宛出席し、御流頂戴	呉服の拝領なし	
	寄合、番衆、諸役人、同朋			將軍入御後、9人宛出席し、御流頂戴				
同板縁	幸若小八郎、観世太夫			御流頂戴				
7	白書院 次の間	小性組の面々 人見・久志本・後藤・本阿弥・狩野・呉服師・幸阿弥 扶持人の諸職人			通 掛 に 一 同 で 礼			
8	八頭の 杉戸前	奥高家	1人	侍従		太刀目録献上		
9	黒書院 勝手	新番頭、表右筆組頭、膳奉行、新番、奥右筆、表右筆						
	白書院 縁類	奥高家	11人	侍従	大広間御流頂戴の内、老中出席のうえ、1人宛呉服台にて拝領			
將軍 入御後	大広間 三の間	在国・在所の面々名代 使者			老中列座のうえ、太刀目録献上			

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

註 元文4年「江戸幕府日記」(国立公文書館所蔵)、元文4年「武鑑」(深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』10巻、東洋書林、2000年、所収)、『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、1964～1966年)、『徳川諸家系譜』(続群書類従完成会、1970～1984年)により作成。

表3 天保5年(1834)正月元日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	人数	官位	謁見の格式			
					礼の形式・場所	盃の頂戴場所	呉服台の置場所	
1	白書院	紀伊徳川家	6人	大納言	下段敷居の内	下段上より2畳目	下段3畳目上から4畳目、南北に置	
		尾張徳川家		中納言				
		金沢前田家		宰相				
		福井松平家 津山松平家		少将		下段上より3畳目下		下段4畳目中から5畳目、南北
		鳥取池田家		侍従				
2		水戸徳川家名代使者	1人		下段敷居の外	下段上より6畳目	下段敷居の外、東西に置	
3		彦根井伊家	1人	中将	下段敷居の内	下段上より4畳目	下段下より2畳目(上より6畳目)、東西に置	
4		家門・譜代のうち侍従以上	17人	少将6人 侍従11人	下段敷居の外	下段上より6畳目	下段下より1畳目(上より7畳目)、東西に置	
		老中	7人	侍従			下段敷居の外、東西に置	
5		大聖寺前田家 富山前田家 譜代四品以上	10人	四品	下段敷居の外		広蓋にて呉服拝領	
6	大廊下	奏者番		諸大夫	通掛に一同で礼、太刀目録献上			
7	大広間	万石以上の諸大夫 若年寄・側衆・留守居 万石以下の諸大夫の役人、法印・法眼の医師		諸大夫 法印・法眼	立礼	三河西尾松平家など 2人、以下3人宛出席し、御流頂戴	左に同じく、最初2人、以下3人宛出席し、呉服拝領	
		表高家	5人			将軍入御後、広蓋にて呉服拝領		
		布衣の役人		布衣		将軍入御後、7人宛出席し、御流頂戴	呉服の拝領なし	
	寄合、番衆、諸役人、同朋			将軍入御後、9人宛出席し、御流頂戴				
同板縁	観世太夫			御流頂戴				
8	白書院 次の間	小性組の面々 久志本・後藤・本阿弥・狩野・呉服師・幸阿弥 扶持人の諸職人			通掛に一同で礼			
9	八頭の 杉戸前	奥高家肝煎	1人	少将		太刀目録献上		
10	黒書院 勝手	新番組頭、表右筆組頭、膳奉行、新番、奥右筆、表右筆						
	白書院 縁頬	奥高家	16人	侍従	大広間御流頂戴の内、老中出座のうえ、1人宛呉服台にて拝領			
将軍 入御後	大広間 三の間	在国・在所の面々名代 使者			老中列座のうえ、太刀目録献上			

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

註 「甲午(天保5)年之次第書」(徳川黎明会編『徳川礼典録』上巻、原書房覆刻本、1982年、16～28頁)、天保4年「武鑑」(橋本博編『改訂増補大武鑑』中巻、名著刊行会、1965年、所収)により作成。

所・謁見者・その官位・謁見の格式ごとにまとめたものである。これらの表によると、礼の形式がいずれの年も、独礼・立礼・通掛に一同で礼の三つに分かれていることが判明する。独礼は、上段之間に座る將軍に、下段之間もしくはその縁頬(入側)で謁見する形式、立礼は、立御する將軍に謁見する形式、通掛に一同で礼は、通りがかり(通御)の將軍に謁見する形式である。したがって、それぞれの形式ごとに比較した方が理解しやすい。

まず、独礼からみよう。延宝二年の場合は黒書院と白書院で独礼が行われているが、元文四年と天保五年の場合は白書院のみである。これは、延宝二年の場合、將軍家綱の弟である徳川綱重・綱吉の存在による。綱重は甲府城主、綱吉は館林城主であったものの、共に城地は城代を置いて支配させ、本人たちは江戸の桜田御殿・神田御殿で生活していた⁽¹⁴⁾。將軍の近親のため、御三家などとは区別され、「奥」に接する黒書院での謁見が許されたのであろう。

では、両人の延宝二年における「年頭御礼」の状況を、史料を掲示しながら具体的にみてみよう。

〔史料3〕

大正月朔日 青天

一辰后刻黒書院 出御紅御直垂

御太刀

本多土佐守

御刀

酒井彦岐守

上壇 着御、甲府殿・館林殿御勝手方より順々出座、御礼、御太刀
目録酒井河内守披露、則河内守引之、御座之 御左之方下段着座

御盃

吉良上野介

御吸物兎

織田主計頭

御捨土器

大沢右京大夫

両卿江茂吸物・捨土器出之

甲府殿給仕

内藤上野介

館林殿給仕

土岐伊予守

御酌

吉良上野介

御加

織田主計頭

御前江被 召上之、御加有之而其御盃三方ニ載之、下壇上より二疊
目御酌扣在之時、甲府殿出座頂戴之、加有之而盃を御次間江被持退
之時、河内守取之、三方載之御酌江渡之

御前江被 召上之時、有中座而御礼、帰座之時、

呉服台

小笠原丹後守

持出之、甲府殿頂戴之、則復座、次館林殿御盃を頂戴之次第同前

小堀下総守

呉服台

松平大学頭

持出之、両卿呉服台置所、下段上より三畳目、但四畳目へかけて南

岡部阿波守

北江長く置之

右過而御銚子入、御吸物等引之、御一礼有之而両卿退去

まず、黒書院において、甲府綱重・館林綱吉が一人ずつ謁見し、太刀目録の献上が行われた。「下段着座」とあるので、下段之間で目見えしたのもと思われるが、その場所(畳目)や太刀目録の置場所については記載がない。太刀目録の披露は、酒井河内守が行った。酒井河内守忠孝は、大老酒井忠清の嫡男で、寛文四年(二六六四)九月二日、「父が例にまかせて、奏者・よび御年男の役をつと」めることを命じられている⁽¹⁵⁾。忠孝は、引太刀

の役も務めた。ついで、盃の下賜が行われたが、その場所は、下段上より二畳目である。注意すべきは、甲府綱重が盃の酒を飲んだのち、「加」があつてその盃を酒井忠挙が受け取り、それを三方に載せて酌役へ渡し、その盃を將軍家綱が飲んでのことである。つまり、「返盃」が行われたことがわかる。呉服台は、下段上より三畳目から四畳目にかけて南北に縦に置かれ、そこで拝領した。館林綱吉の格式も、綱重と全く同じである。

つぎに、白書院での儀式をみよう。

〔史料4〕

一白書院 渡御、上壇 御着座、尾張殿御礼、御太刀目録河内守披露之、奏者御番引之、則御座之 御左之方下壇着座、次松平越後守御礼、河内守披露之、次松平加賀守・松平相模守太刀目録持参、一人充御礼、各着座、右之太刀目録奏者御番引之
但越後守太刀目録者河内守持出之

御盃

吉良上野介

御吸物兎

大沢右京大夫

御捨土器

織田主計頭

尾張殿給仕

内藤上野介

越後守給仕

神尾飛驒守

加賀守給仕

能勢撰津守

相模守給仕

堀 山城守

御酌

吉良上野介

御加

大沢右京大夫

御前江被 召上之、御加有之而其御盃三方ニ載之、下壇上より二畳目御酌扣在之時、尾張殿出座頂戴之、加有之而盃を持御次間江被退

之時、河内守取之、三方載之御酌江渡之

御前江被 召上之時、尾張殿中座御礼、帰座之節、呉服台稲葉出羽守 東条因幡守持出之、尾張殿頂戴有之而復座

但呉服台置所、下壇上より三畳目の上、四畳目かけて南北へ長く置之

御前江被 召上之、御加有之而其御盃三方ニ載之、上より三畳目下御酌扣在之時、越後守中座有而頂戴之、帰座之時、呉服台村越伊与守 井上兵庫頭持出之、越後守頂戴、則復座、但越後守御盃を頂戴之内

教之土器出之

織田主計頭

明三方引之

三枝対馬守

越後守呉服台置所、下壇上より四畳目の中より五畳目かけて南北江長く置之

御前ニ有之教之御土器ニ而被 召上之、其御盃御銚子載之、下壇上より四畳目御酌扣在之時、加賀守出座頂戴之、帰座之時、呉服台秋田淡路守 能勢山城守持出之、加賀守頂戴之、則復座

加賀守呉服台置所、下段上より五畳目の中より六畳目かけて南北江長く置之

次相模守 御盃被下之、呉服頂戴次第同前、呉服台小笠原丹後守 小堀下総守持出之、相模守頂戴之、則復座

相模守呉服台置所、下段上より五畳目、六畳目かけて南北江長く置之

右過而御銚子入、各次第退去

白書院では、最初に、尾張中納言光友・越後高田城主松平越後守光長(中将)・加賀金沢城主前田(松平)加賀守綱紀(同上)・因幡鳥取城主池田(松

平)相模守光仲(少将)の四名が目見えしている。御三家の尾張家につぐ松平光長は、家康の二男秀康の孫にあたり、その家格の高さをうかがうことができる。注目されるのは、あとにつづく前田・池田の二家である。徳川一門でもない彼らが、何故大広間でなく白書院で、しかも早い順番で目見えできたのであろうか。これは、血縁関係によるものと思われる。すなわち、前田綱紀の父光高の母は二代將軍秀忠の娘、綱紀の母も三代將軍家光の養女(水戸頼房の娘)⁽¹⁶⁾である。また、池田光仲の父忠雄の母は家康の娘である。⁽¹⁷⁾こうした將軍家との血縁関係が重視されて、徳川一門並の扱いをうけたのであろう。この扱いは、元文四年(表2)、天保五年(表3)にも及んでいる。

では、太刀目録の献上からみてみよう。太刀目録の持ち出しについては、「越後守太刀目録者河内守持出之」とあるので、松平光長の太刀目録は、酒井河内守忠挙が持ち出したものと思われる。尾張光友の場合については記載がないが、光長と同様と思われる。誰が持ち出すのかも、格の一つである。將軍への披露も、酒井が行った。一方、前田綱紀と池田光仲の太刀目録は、「持参」とあるので、本人たちが持ち出していることがわかる。引太刀の役を奏者番が務めていることは同じである。置場所については記載がみられない。ついで、盃の下賜をみよう。尾張光友への下賜は、下段の間上より二疊目で行われた。その盃に「加」があって、酒井から酌役に渡し、それを將軍が飲んでいるので、黒書院での甲府綱重・館林綱吉同様、「返盃」が行われたことがわかる。これに対し、松平光長については、將軍が飲んだ盃に「加」があって、その盃を三方に載せ、上より三疊目の下で「頂戴」しているものの、「返盃」は行われていない。また、前田綱紀・池田光仲両名については、將軍の御前に置かれた「数之土器」を

銚子に載せた下賜が行われている。盃を下賜される場所は、中将の前田は下段の間上より四疊目、少将の池田については記載がないものの、同じ場所と思われる。こうしてみると、盃の下賜については、場所の格差のみでなく、「返盃」ができる下賜、「加」による下賜、「数之土器」による下賜の三つの格式があることがわかる。

つぎに、呉服の下賜をみよう。これについても、官位による差がみられる。中納言の尾張光友は下段の間上より三疊目の上から四疊目にかけて、中将の松平光長は上より四疊目の中より五疊目にかけて、同じく中将の前田綱紀は上より五疊目の中より六疊目にかけて呉服台が縦に置かれており、少将の池田光仲は前田と同じ場所である。

延宝二年における上位六名の謁見を具体的にみてきたが、上位者については、官位よりも家格が重視されているように見受けられる。表1にまとめたように、尾張中納言と甲府・館林宰相とは、官位による差があるにもかかわらず、盃の頂戴場所・呉服台の置場所とも同じである。また、松平光長と前田綱紀は同じ中将でありながら、盃の頂戴場所・呉服台の置場所とも一疊分ほどの差が設けられている。つまり、前田綱紀の場所は少将の池田光仲と同じである。甲府・館林両家と松平光長家の格の高さがうかがえる。

ついで、元文四年・天保五年の儀式と比較してみよう。元文四年の上位者は、尾張中納言宗春・水戸中将宗翰・前田(松平)加賀守吉徳(中将)の三名である。「江戸幕府日記」の冒頭部分を引用してみよう。

〔史料5〕

正月朔日 晴 月番松平伊豆守

当番

東条平左衛門

一御礼前於中之間老中列座、若年寄侍座、末席江大目付罷出、如御嘉

例免之御吸物・御酒被下之

一大納言様辰中刻被為入

一辰下刻御白書院 公方様紫御直垂大納言様緋御直垂 出御

御先立

松平伊豆守

御太刀

長沢耆岐守

御刀

能勢河内守

大納言様

御太刀

前田隠岐守

御刀

橋本大炊頭

御上段 御着座

尾張中納言殿

水戸中將殿

煩 松平加賀守

右尾張殿・水戸殿順々被出席御礼、御太刀目録伊豆守披露之、直

御左之方被着座、次加賀守御太刀目録持參、御敷居之内ニ而御礼、

御左之方着座

御太刀目録何茂奏者番引之

御盃

畠山紀伊守

御吸物

大沢丹波守

御捨土器

織田淡路守

尾張殿給仕

米津周防守

水戸殿給仕

佐野右兵衛尉

加賀守給仕

大久保對馬守

右何茂吸物出

御敷居之内ニ疊目東西へ長く置

御酌

前田信濃守

御加

大沢下野守

御前江被 召上、御加有而其御盃三方ニ載之、上より二疊目御酌扣

有之時、尾張殿出座頂戴、加有而盃を持御次間江被退時、伊豆守取

之三方ニ載之、御酌江渡之、 御前江被 召上時中座有而御礼、

被帰座、御加有之而御扣之節

前田和泉守

呉服台出

阿部周防守

三疊目之上より四疊目かけて南北へ長く置

御加有而其御盃三方ニ載之、上より三疊目御酌扣在之時、水戸殿出

座頂戴、加有而盃を持御次間江被退時、伊豆守取之三方ニ載之、御

酌江渡之、 御前江被 召上時中座有而御礼、被帰座、御加有而

御扣之節

青山備後守

呉服台出

松平長門守

四疊目之上より五疊目かけて南北へ長く置

御加有而其御盃御銚子ニ載之、四疊目御酌扣在之時、加賀守出座頂

戴、帰座之節

松平伯耆守

呉服台出

安藤山城守

右畢而御銚子入、御吸物等引之、過而何茂御礼、老中御取合申上之、退座

まず、太刀目録の献上からみよう。尾張中納言・水戸中将については、「御太刀目録伊豆守披露之」とあるので、老中の松平信祝が持ち出し、披露も行ったものと思われる。しかし、前田加賀守は自分で太刀目録を「持参」している。下段敷居の内で見えしたものの、太刀目録の置場所・目見え場所とも記載されていない。引太刀の役は、三人共奏者番が務めている。ついで、盃の下賜をみよう。尾張中納言については下段上より二畳目、水戸中将は同三畳目で盃を頂戴し、その盃に「加」があつて、老中から酌役に渡し、それを將軍が飲んでいたので、「返盃」が行われたことは明らかである。前田加賀守に対しては、將軍が飲んだ盃に「加」があつて、その盃を銚子に載せ、上より四畳目で下賜されている。呉服の下賜は、中納言の尾張家には、下段三畳目の上より四畳目にかけて縦に置かれた台、中将の水戸家には、下段四畳目の上より五畳目にかけて縦に置かれた台、同じく前田家には、下段下より二畳目(上より六畳目)に横に置かれた台により行われている。同じ中将でありながら、水戸家と前田家とは、太刀目録献上、盃・呉服下賜とも格差が設けられている。ここでも、官位よりも家柄が重視されていることがわかる。

延宝二年と比べてみると、まず注意されるのが、秀康の子孫である越前家の変化である。越後高田城主で、御三家につぐ家柄であった松平光長は、越後騒動により、天和元年(一六八二)六月二六日に改易された¹⁸⁾。したがって、謁見順からみても、金沢前田家が御三家につぐ家柄になったことがうかがわれる。

天保五年では、表3に見えたとおりの順序で謁見しており、史料の揭示

は省略するが、盃の下賜については、紀伊・尾張の御三家は「返盃」がでる下賜、金沢前田家は「加」による下賜、福井松平家・津山松平家・光長の養子富富の子孫¹⁹⁾・鳥取池田家は「加」はなく、「数之土器」による下賜である。前田家は、延宝二年の場合、「数之土器」による下賜であったが、元文四年・天保五年とも「加」による下賜に格上げになっており、この点からも御三家につぐ家柄に昇格したことがわかる。

上位者の謁見につづいて、在国の御三家名代使者の目見えが行われたあと、家門・譜代のうち、四品以上の人々の独礼が行われた。目見えの順序は、少将・侍従・四品と、官位の高い順である。この中には、大老(酒井忠清)・奥高家(大沢基将)・老中(稲葉正則・久世広之・土屋数直・阿部正能)・大留守居(松平定房)などの役職就任者も含まれる。注意されるのは、津の藤堂高久、大聖寺の前田(松平)利明、富山の前田(松平)正甫ら家門・譜代以外の人々である。津の藤堂家は將軍家と縁戚関係はないものの、初代高虎が家康・秀忠などと親しかったこと²⁰⁾で知られる。そのため、「年頭御礼」も譜代並に扱われたものと思われる。大聖寺・富山の両前田家は、初代の利次・利治両名の母が、金沢前田家の光高と同じく、二代將軍秀忠の娘である。したがって、両者は大名になる前から松平の称号を許され、利次は侍従、利治は四品に叙されている²¹⁾。かかる將軍家との血縁関係により、一門・譜代並の扱いをうけたものと考えられる。このように四品以上についても、その家柄が重視されて、「外様」でありながら、一門・譜代並に扱われた大名家が存在したことに注意を喚起しておきたい²²⁾。

では、太刀目録献上、盃・呉服下賜の状況をみよう。
〔史料6〕

数之土器出之

吉良上野介

御酌

織田主計頭

御加

大沢右京大夫

御前江被 召上之、御加有之而其御盃御銚子載之、下壇上より六疊目御酌扣在之時

井伊掃部頭

松平左京大夫

(一七名略)

右之面々々人充太刀目録持參之、敷居之内置之、其身者外ニ而御札、則順々 御盃頂戴、盃持之御次間江退去

呉服台置所、少将ハ敷居之内、侍従ハ敷居之外、但呉服台東西江長く置之

従四位下

松平中務大輔

松平飛驒守

(六名略)

右之面々一人充太刀目録持參之、敷居之外置之御札、則隔敷居順々御盃被下之、盃持之退去之時、呉服広蓋ニ而拝領之

右之太刀何茂奏者番引之、呉服持出役人中奥従五位下勤之

太刀目録献上については、少将と侍従は、太刀目録を下段敷居の内に置き、自身は敷居の外で見えしているのに対し、四品は、太刀目録を敷居の外に置き、自身も敷居の外で謁見している。盃は、いずれも「数之土器」による下賜である。しかし、注意しなければならないのは、少将と侍従については「御加」が行われていることである。下賜の場所も、少将と侍従は下段之間上より六疊目、四品は敷居の外と、違いがある。呉服の下賜については、少将は下段之間敷居の内、侍従は敷居の外に呉服台を東西横に置き拝領した。これに対し、四品は広蓋で下賜された。したがっ

江戸幕府「年頭御札」の仕組みと格式

て、呉服の下賜についても、畳目以外に、呉服台を南北ニ縦に置ける格、同じく東西ニ横に置ける格、広蓋での下賜となる格、の三つの格式が設けられていたことがわかる。²³⁾

ついで、元文四年の「江戸幕府日記」と比較してみよう。

〔史料7〕

数之御土器

織田対馬守

御捨土器

畠山紀伊守

御酌

織田淡路守

御加

大沢丹波守

御前江被 召上、御加無之、其御盃御銚子ニ載之、六疊目御酌扣在之時

松平下総守

(二名略)

右一人充御太刀目録持參、御敷居之内ニ置之、少将者内、侍従者外ニ而御札、御盃頂戴之、呉服拝領之

御太刀目録何茂奏者番引之

呉服台出少将者御敷居之内一置目、侍従者外ニ置之

松平若狭守

(五名略)

右一人充御太刀目録持參、御敷居之外ニ置御札、御敷居を隔而御盃頂戴、呉服広蓋ニ而拝領之、相濟而御銚子入

御太刀目録何茂奏者番引之

延宝二年と比べてみると、いくつかの点で違いがみられる。太刀目録を持參して謁見するとき、少将は下段之間敷居の外で見えしていたが、元

文期には敷居の内に入って目見えできるようにした。盃については、少将と侍従は、「数之土器」による下賜でも「御加」が行われていたが、元文期には「御加無之」となった。なお、盃の頂戴場所、呉服の拝領場所は、少将・侍従・四品とも同じである。天保期には、表3にみえるとおり、元文期の格式がほぼそのまま踏襲されている。

白書院で謁見した人数は、延宝二年三三人、元文四年二三人、天保五年四二人と異なる(表1・2・3参照)。これは、それぞれの年に在府している四品以上の人々の人数の違いによるものと思われる。

(三) 立礼と通掛の礼

白書院での四品以上の人々の独礼が行われたのち、將軍は大広間に出御し、諸大夫以下の人々の立礼が執り行われた。まず、延宝二年の行事からみてみよう。

〔史料8〕

一大広間 出御、上壇 御着座、間之襖障子河内守開之、敷居際 立御、御次間、従五位下之面々并法印・法眼、三千石以上、太刀目録前置之、其外布衣并寄合、御書院番、御小性組、諸役人、大御番、小十人組、各並居一同御礼、河内守披露之、畢而襖障子閉之
重而上壇 御着座
御引渡御土器組付 吉良上野介
御酌 吉良上野介
御加 織田主計頭
御前江被 召上之、其御盃之御酒御銚子入、則 御盃御銚子載之、

中壇西之方より四疊目御酌扣在之時御酌代

御酌

内藤上野介

御加

三枝対馬守

下壇上より二疊目ニ扣在之時数之土器出之、呉服広蓋ニ而持出之、進物番之輩從五位下之緋之裝束役之、其節松平和泉守を始從五位下之面々御流・呉服頂戴之、二人過御勝手方より御銚子出之、二銚子ニ成、又其後一銚子出之、三銚子ニ而從五位下并法印・法眼御流・呉服頂戴之、御銚子引入之

一無官之高家一人充出座、呉服広蓋ニ而頂戴之、但御流ハ頂戴無之

右過、間之襖障子河内守開之、御次間出仕之面々御流可頂戴之旨演

達之、襖障子閉之

事終而 入御(中略)

一入御以後、重而五銚子ニ而布衣之面々御流被下之、其後七銚子ニ而寄

合・御番衆・役人御流被下之、御同朋頂戴之、畢而二銚子板縁江下

幸若

観世

御流頂戴之、御銚子入

將軍家綱は、大広間に出御し、上段之間に着座したのち、下段之間と次之間ニ二之間との間にある敷居際に立御している。それ以前、二之間・三之間などには、諸大夫(從五位下)の人々、法印・法眼、布衣の役人、寄合、諸役人、諸番士などが列居していた。このうち、大名や知行三〇〇石以上の旗本は、太刀目録を前に置いて座っていた。將軍が敷居際に立御したのち、奏者役(ただし、奏者番ではない)の酒井河内守忠挙が、下段之間と二之間との間にある襖障子を開き、謁見が行われた。酒井が披露を行い、終

了後、障子が閉じられた。これが立礼である。

將軍がふたたび上段之間に着座し、盃の酒を飲んだのち、盃と呉服の下賜が行われた。將軍が飲んだ盃は銚子に載せられ、それを持った酌役が下段之間上より二疊目に控えたとき、「教之土器」が出された。呉服は、広蓋に載せて持ち出された。その役を務めたのは進物番である。したがって、盃は「教之土器」、呉服は広蓋による下賜の格となる。これは、独礼の四品と同じ格である。しかし、注意すべきは、諸大夫と法印・法眼（医師など）が「御流」で、「二銚子」・「三銚子」で盃と呉服を頂戴したことである。「御流」は、「銘々に御盃不賜、其席ニ而土器を以御酒賜はる」ことである。また、「二銚子」・「三銚子」は、銚子の出る数をいい、二人、もしくは三人いっしょに出て土器を頂戴することをいう。⁽²⁴⁾ 白書院で、一人宛下賜される四品とは大きな違いである。

なお、最初「二銚子」であることにも意味がある。これは、信濃飯山城主松平遠江守忠俱が、三代將軍家光から、正保三年（一六四六）一二月晦日に、「歳首、五節、嘉祥、玄猪等の式には、松平宮内少輔乗久（上野館林城主和泉守乗寿の世子、家督相続後和泉守に改む）⁽²⁵⁾とかはるく、諸大夫の上首」に命じられたことによる。⁽²⁵⁾ すなわち、松平遠江守家と松平和泉守家は、隔年で、「諸大夫の上首」を務めることになった。したがって延宝二年は、松平和泉守乗久ともう一人の諸大夫大名が、最初に盃と呉服を下賜されたことになる。

ついで、「無官之高家」（表高家）が一人宛出席して呉服を拝領したあと、奏者役の酒井河内守が、布衣以下の人々に御流を頂戴するように述べて、將軍は「奥」へ入御した。そのため、ここからは將軍がいらないなかで儀式が行われた。布衣の役人は五人宛、それ以外の御目見以上の人々は七人宛

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

出席して、盃を下賜された。また、幸若や観世には、大広間の板縁にて盃が下賜された。ただし、布衣以下の人々には、呉服の拝領は行われなかったことに注意すべきである。

つぎに、元文四年、天保五年の立礼と比較してみよう。立礼が行われるとき、延宝二年時は、奏者役の酒井河内守が襖障子を開き、披露を行っていたが、元文四年・天保五年時は、老中が行っている。諸大夫と法印・法眼についての盃・呉服下賜は、最初二人、以下三人宛出席して拝領しており、同じである。異っているのは、布衣以下への下賜である。すなわち、元文期・天保期とも、「重而七銚子ニ而布衣之面々御流被下、九銚子ニ而寄合・御番衆・諸役人御流被下、御同朋頂戴」と記載されており、布衣の役人は五人から七人宛、それ以外の御目見以上の人々は七人から九人宛の出席に変化している。また、大広間板縁では、幸若と観世が盃を下賜されていたが、天保期には観世太夫のみとなっている。

白書院での独礼、大広間での立礼が行われたあと、將軍は「奥」へ入御した。「奥」へ入御する途中でも、通り掛かりの目見えが行われているので、つぎにそれを見よう。

〔史料9〕

事終而 入御之刻大廊下江

久志本左京

久志本式部

久志本内蔵

春 東

伯 元

右進物前置之、拝伏之、奏者御番披露之

一入御之時、白書院御次間、御小性組之面々並居一同御礼

同所御縁

後藤

本阿弥

狩野

呉服師

御扶持人
諸職人

右何茂進物前置之、一同拝伏之、奏者御番披露之

一黒書院御勝手之方

新番組頭

同組中

御膳奉行

御右筆

並居一同 御目見

通り掛かりの将軍に見見えしたのは、大廊下では、医師の久志本三人と儒者の林春東・坂井伯元兩人、白書院次之間(帝鑑之間)では小性組の人々、同所縁類では、後藤・本阿弥・狩野・呉服師などの御用達町人や扶持人の諸職人、黒書院勝手方(羽目之間)では新番・膳奉行・右筆などである。なかでも、新番以下の三役は、「奥」に近い場所で見え許されている。これは、新番は「奥」への入口を警備する役職、膳奉行は将軍の食事の毒味役、右筆は老中・若年寄の補佐役、といったその職務を考慮されたことと思われる。また、町人や職人の謁見場所が縁類であることは、その身分によるものである。元文期と比べてみると、大廊下の久志本・儒者は白書院次之間に移り、大廊下では奏者番が謁見している(表1・2)。すなわち、元文四年の「江戸幕府日記」の白書院での目見えのつづきにつぎのよ

うに記されている。

〔史料10〕

一大廊下ニ奏者番並居、御太刀目録前ニ置御礼、伊豆守披露之

これは、奏者番が儀式に携わる役職のため、将軍の移動中に目見えしたということである。また、白書院次之間での通掛に一同で礼のつづきに、高家一人の謁見が追加されている。

〔史料11〕

一八頭之御杉戸前

吉良左京大夫

右御太刀目録前ニ置、御礼

奥高家も、奏者番同様儀式に携わる役職のため、吉良左京大夫義俊が代表して謁見したものである。「八頭之御杉戸」は、黒書院の西湖間縁類にある杉戸のことである。奥高家は、大広間で御流の儀式が行われているとき、白書院縁類で、老中出席のうえ、一人宛呉服を拝領している。また、将軍入御後、在国・在所の人々が、名代の使者を派遣し、大広間三之間で、太刀目録を献上していることは、延宝・元文・天保期とも同じである。

二 二日儀礼の仕組みと格式

(一) 独礼

表4・5・6は、前出の表1・2・3同様、延宝二年・元文四年・天保五年各年の正月二日の式を、謁見順に、謁見場所・謁見者・その官位・謁

表4 延宝2年(1674)正月2日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	人数	官位	謁見の格式		
					礼の形式・場所	盃の頂戴場所	呉服台の置場所
1	白書院	尾張徳川家世子	2人	中将	下段敷居の内	下段上より3畳目	下段4畳目から5畳目、南北に置 上記より少し下で置
2		水戸徳川家世子		少将			
		鷹司(松平)家	1人			盃事無	下段敷居の内、東西に置
3	大広間	鹿兒島島津家	8人	中将	下段敷居の内	中段上より4畳目	下段上より4畳目、東西に置
		仙台伊達家		少将			
		萩毛利家 津山森家 佐賀鍋島家 宇和島伊達家 松江松平家 徳島蜂須賀家		侍従			下段上より5畳目、同上
4		佐賀鍋島家世子 久留米有馬家 福岡黒田家世子 松山織田家世子	4人	四品	板縁	下段上より3畳目	広蓋にて呉服拝領
5		諸大夫の面々			立礼	2人宛出席し、御流頂戴	
		高家 表高家 番衆	2人				
6	大廊下	検校(2人)、無官医師、 神道方、連歌師			通掛に一同で礼		
7	白書院 次の間	代官					
	同縁	大工頭 絵師	3人 2人				
	同落縁	諸職人					
將軍 入御後	大広間 三の間	在国・在所の面々名代 使者					老中列座のうえ、太刀目録献上

註 出典は表1に同じ。

表5 元文4年(1739)正月2日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	人数	官位	謁見の格式		
					礼の形式・場所	盃の頂戴場所	呉服台の置場所
1	白書院	紀伊徳川家世子	1人	中将	下段敷居の内	下段上より3畳目	下段4畳目上より5畳目、 南北に置
2		日野鷹司家	1人	侍従	下段敷居の外	盃事無	下段敷居の外、東西に置
3	大広間	加賀前田家世子	1人	少将	下段敷居の内	中段上より4畳目	下段上より5畳目、同上
		広島浅野家 仙台伊達家世子 岡山池田家 秋田佐竹家 高知山内家 久留米有馬家 対馬宗家 佐賀鍋島家	8人	侍従			下段上より6畳目、同上
4		広島浅野家世子 二本松丹羽家 小幡織田家 宇和島伊達家 徳島蜂須賀家世子	5人	四品	板縁	下段上より3畳目	広蓋にて呉服拝領
5		喜連川家	1人		下段中央	盃事無	次の間で呉服台にて拝領
6	大広間	外様万石以上 諸大夫の役人		諸大夫	立礼	最初2人、以後3人宛出席 し、御流頂戴	左に同じく、最初2人、以後3 人宛出席し、呉服拝領
		表高家	13人			將軍入御後、広蓋にて呉服拝領	
		布衣の役人		布衣		將軍入御後、7人宛出席し、 御流頂戴	呉服の拝領なし
番衆			將軍入御後、9人宛出席し、 御流頂戴				
7	白書院 次の間	代官、無官医師、 神道方、連歌師など			通掛に一同で礼		
	同落縁	諸職人					
將軍 入御後	大広間 三の間	在国・在所の面々名代 使者					老中列座のうえ、太刀目録献上

註 出典は表2に同じ。

表6 天保5年(1834)正月2日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	人数	官位	謁見の格式		
					礼の形式・場所	盃の頂戴場所	呉服台の置場所
1	白書院	紀伊徳川家・尾張徳川家名代使者	2人		太刀目録献上		
2		矢田鷹司家	1人	侍従	下段敷居の外	盃事無	下段敷居の外、東西に置
3	大広間	福岡黒田家 徳島蜂須賀家 萩毛利家	3人	少将	独礼 下段敷居の内	中段上より5畳目	下段上より5畳目、東西に置
		鹿児島島津家世子 熊本細川家 盛岡南部家 佐賀鍋島家 萩毛利家世子 広島浅野家	6人	侍従			下段上より6畳目、東西に置
高知山内家世子		1人	四品	板縁	下段上より3畳目	広蓋にて呉服拝領	
喜連川家		1人		下段中央	盃事無	次の間で呉服台にて拝領	
外様万石以上 諸大夫の役人			諸大夫	立礼	最初2人、以後3人宛出席し、御流頂戴	左に同じく、最初2人、以後3人宛出席し、呉服拝領	
表高家	12人		將軍入御後、広蓋にて呉服拝領				
布衣の役人		布衣	將軍入御後、7人宛出席し、御流頂戴				呉服の拝領なし
番衆			將軍入御後、9人宛出席し、御流頂戴				
7	白書院 次の間 同落縁	代官、無官医師、 連歌師など 諸職人			通掛に一同で礼		
將軍入御後	大広間 三の間	在国・在所の面々 名代使者			老中列座のうえ、太刀目録献上		

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

註 出典は表3に同じ。

見の格式ごとにまとめたものである。これらの表によると、元日と同じく、礼の形式が独礼・立礼・通掛に一同で礼の三つに分かれていることがわかる。まず、延宝二年に白書院で行われた独礼からみてみよう。

(史料12)

正月二日 天顔快晴

一白書院 出御

御太刀

御劔

尾張中将殿・水戸少将殿御礼、御太刀目録河内守披露之、下段御左之方着座、御太刀目録奏者御番引之

御盃

御引渡

御捨土器

中将殿給仕

少将殿給仕

両輩江茂引渡捨土器出之

御酌

御加

御前被 召上、御加有之而其御盃三方ニ載之、上より三畳目御酌扣有之時、中将殿出座有而頂戴之、加有之而盃を持、御次之間江被退之時、河内守取之、三方載之、御酌江渡之、御前被 召上之節
有中座御礼、帰座之時

呉服台出之

小笠原丹後守
小堀下総守

四畳目五畳目かけて南北へ長く置之

御前被 召上、御加有之而其御盃三方載之、上より三畳目御酌扣有之時、少将殿出座有之而頂戴之、加有之而帰座之節

明三方引之

三枝対馬守

呉服台

松平大学頭

岡部阿波守

右二少さけて置之

右終而御銚子入

一松平左兵衛督太刀目録持参、敷居之内ニ而御礼

呉服台

東条因幡守

稲葉出羽守

但敷居之内東西へ長く置之

白書院では、尾張中将綱義・水戸少将綱条の御三家世子、及び鷹司(松平)左兵衛督信平の目見えが行われた。鷹司信平は、関白信房の息子で、三代將軍家光の正室本理院の弟である。姉の縁により、慶安三年(二六五〇)九月江戸に召し出され、十一月に家光から廩米一〇〇〇俵・月俸二〇〇口を与えられた。承応三年(二六五四)三月には、四代將軍家綱から松平の称号を許され、加増をうけて家禄五〇〇〇俵となった。ついで、同年一二月には従四位下少将に叙任された。²⁶ こうした家柄のため、旗本でありながら、白書院での独礼が許されたのであろう。

太刀目録の献上からみよう。尾張・水戸家世子の太刀目録は、奏者役の酒井河内守忠挙が披露を行っている、持ち出しも酒井と思われる。下段之間で目見えしたものの、太刀目録の置場所は記載されていない。一方、鷹司左兵衛督は、太刀目録を本人が持参し、下段之間敷居の内で見

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

しているが、置場所は記されていない。盃については、尾張中将・水戸少将とも、下段之間上より三畳目で「返盃」による下賜が行われている。鷹司左兵衛督には、盃事は行われていない。これが特徴である。呉服台は、中将の尾張綱義には下段之間の四畳目から五畳目にかけて南北に縦に、少将の水戸綱条にはそれより少し下げて置かれていた。また、少将の鷹司左兵衛督には、下段敷居の内(下から一畳目)東西に横に置かれており、同じ少将の水戸家世子とは格差が設けられていた。ここにも、官位より家柄が重視されていることがうかがえる。

では、元文期の事例と比べてみよう。

[史料13]

正月二日 雪

当番

岩田小太郎

一大納言様辰申刻被為 入

一辰下刻御白書院 公方様紫御直垂大納言様緋御直垂 出御

御先立

松平伊豆守

御太刀

前田隠岐守

御刀

能勢河内守

大納言様

御太刀

長沢壺岐守

御刀

奥村市正

御上段 御着座

紀伊中将殿

右被出席御礼、御太刀目録伊豆守披露之、直

御左之方被着座

御太刀目録奏者番引之

御盃

大沢丹波守

御引渡

大沢下野守

御捨土器

前田信濃守

中将殿江茂引渡出之

中将殿給仕

松平豊前守

御酌

織田対馬守

御加

織田淡路守

御前江被 召上、御加有而其御盃三方ニ載之、上より三疊目御酌扣

在之時、中将殿出座頂戴之、加有而盃を持御次之間江被退時、伊豆

守取之三方ニ載之、御酌江渡之、御前江被 召上時中座有而御礼、

被帰座、御加有而御扣之節

川口撰津守

呉服台出

安藤丹波守

四疊目之上より五疊目かけて南北へ長く置

右畢而御銚子入、御引渡等引之、過而中将殿御礼、老中御取合申上

之、被退座

松平中務大輔

右御太刀目録持參、御敷居之内置之、外ニ而御礼、御次之間、迄退去

御太刀目録奏者番引之

呉服台出、東西へ長く置、重而出座頂戴之

元文四年の白書院での謁見者は、紀伊中将宗将・鷹司(松平)中務大輔信友(侍従)の二名である。御三家世子の太刀目録披露は、奏者役の酒井から老中の松平信祝に変わっている。盃の下賜が下段上より三疊目で行われ、ること、「返盃」による下賜であること、呉服台が下段四疊目上より五疊

目にかけて南北ニ縦に置かれていることは変わらない。鷹司(松平)家は、

宝永六年(一七〇九)四月に、六代將軍家宣から、三〇〇〇石を加増されて

一万石の大名に取り立てられた。しかし、官位は少将(延宝二年)から侍従

に下げられたため、謁見する場所、呉服台の置場所とも、下段敷居の内か

ら外に格下げとなった。

元文期と天保期を比べてみると、御三家世子は謁見せず、名代使者の目

見えに変わっている。鷹司家の格式は同じである。

ついで、大広間での独礼をみよう。延宝二年の独礼は、つぎのとおりで

ある。

〔史料14〕

一大広間 出御、御上壇 御着座

松平大隅守

給仕酒井壱岐守

(七名略)

右一人充太刀目録持參、下段敷居之内ニ而御礼、直ニ御左之方着座、

太刀目録奏者番引之

御引渡御土器組付

吉良上野介

御捨土器

織田主計頭

着座之面々江茂引渡足打ニ而出之

御酌

吉良上野介

御加

大沢右京大夫

御前被 召上之、御加有之而其御盃御銚子載之、中段四疊目御酌扣

在之時、大隅守出座有而頂戴之、帰座之時呉服台出之、上より四疊

目東西江長く置之、但侍従者五疊目置之、三人目頂戴之内

教之御土器

織田主計頭

右順々頂戴、終而御銚子入、御引渡取之而教之御土器者其俣置之、
着座之面々退去有之而御銚子出之

御酌

織田主計頭

御加

大沢右京大夫

最前より 御前ニ有之教之御土器ニ而被 召上之、其御盃御銚子
載之、下段上より三疊目御酌扣在之時

松平信濃守

(三名略)

右一人充太刀目録持參、下段敷居之内ニ置之、其身者板縁ニ而御礼、
則御盃頂戴之、呉服広蓋ニ而拝領之

大広間での独礼は、主に国持大名を対象に行われた。ただし、延宝二年
時には、のちの「国持一家」以外の大名も謁見している。たとえば、津

山森家(二八万六五〇〇石余、ただし病欠)・宇和島伊達家(七万石)・松山織田
家(二万八二〇〇石)などである。この時期には、家格と官位が必ずしも釣

り合っていないことがわかれる。しかし、すでに橋本政宣氏が寛文八
年(一六六八)正月二日の事例により指摘しているとおり、謁見は中将・少

将・侍従・四品と官位の高い順に行われており、しかも、同官位の場合は
(例外もあるが)受領順であった。⁽²⁸⁾

では、太刀目録の献上をみよう。侍従以上は、太刀目録を持參し、下段
敷居の内で見えしている。それぞれの畳目は記載されていない。盃は、

「御加」による下賜で、その場所は中段之間四疊目である。呉服台は、中
将と少将は下段之間上より四疊目東西ニ横に、侍従は同じく五疊目東西に

置かれていた。これに対し、四品の人々は、太刀目録を持參して下段之

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

間敷居の内に置き、自身は板縁(縁頬)にて見えした。盃は、「教之土器」
による下賜で、場所は下段之間上より三疊目である。また呉服は、広蓋に
て拝領している。

つぎに、元文期の事例と比較してみよう。

(史料15)

一大広間 公方様 大納言様 出御

御先立

松平伊豆守

御上段 御着座

松平佐渡守

給仕米津周防守

(八名略)

右一人充御太刀目録持參、御下段御敷居之内ニ而御礼、直 御左
之方着座

御太刀目録何茂奏者番引之

御引渡御土器
組付

畠山紀伊守

御捨土器

大沢丹波守

着座之面々江茂引渡足打ニ而出

御酌

前田信濃守

御加

織田対馬守

御前江被 召上、御加無之、其御盃御銚子ニ載之、御中段四疊目御
酌扣在之時

松平佐渡守

出座頂戴、帰座之節呉服台出之、東西へ長く置

但少将ハ五疊目、侍従ハ六疊目、二人目頂戴有之内

数之御土器

織田淡路守

右順々頂戴、畢而御銚子入、御引渡取之、数之御土器ハ其俵置、着座之面々退去有之而御銚子出

御酌

大沢下野守

御加

畠山紀伊守

最前より 御前ニ有之数之御土器ニ而被 召上、御加無之、其御盃御銚子ニ載之、御下段上より三畳目御酌扣在之時

松平伊勢守

(四名略)

右一人充御太刀目録持参、御下段御敷居之内ニ置、其身者板縁ニ而御礼、則御盃頂戴之、呉服広蓋ニ而拝領、畢而御銚子入

御太刀目録何茂奏者番引之

一喜連川左兵衛督御下段中央ニ而御礼、御太刀目録奏者番持出、御中段ニ置披露、退座、於御次之間呉服台ニ而拝領

阿部周防守

呉服台

戸田豊前守

但老中者御襖障子之方江出座、左兵衛督頂戴之、畢而老中者最前之席江着座

元文四年には、少将一人、侍従八人、四品五人の一四人が謁見している。侍従以上の者は、府中宗家の当主を除けば、「国持一八家」の人々である。四品は、広島浅野家世子、二本松丹羽家当主、小幡織田家当主、宇和島伊達家当主、徳島蜂須賀家世子である。侍従以上の人々は、太刀目録を持参して、下段敷居の内で目見えしている。この点は、延宝期と同じで

ある。盃は、延宝期と異なつて「加」はなく、下賜された場所は、中段之間四畳目である。畳目は同様である。呉服台の置場所は、少将は下段之間五畳目、侍従は六畳目と、延宝期より一畳ずつ下げられている。四品の者は、太刀目録を持参して、下段敷居の内に置き、自身は板縁にて目見えしていること、また、盃は「数之土器」による下賜であること、場所は下段之間三畳目であること、呉服は広蓋にて拝領したこと、すべて延宝期と同じである。

元文四年の儀式で注目されるのは、喜連川家の謁見である。これは、延宝二年の「幕府日記」には記載されていない。その謁見は、国持大名の終了後に独礼で行われた。喜連川家は、「古河公方」の末と称し、天正一八年（一五九〇）豊臣秀吉から喜連川の地三五〇〇石を与えられ、慶長六年（一六〇一）徳川家康より下野国芳賀郡の内において一〇〇〇石を増加された。代々左兵衛督か右兵衛督を名乗るものの、官職には任命されない、特殊な家柄である。太刀目録は奏者番が持ち出して中段之間（下から一畳目）に置き、本人は下段之間「中央」(ただし、下から四畳目と三畳目の間)で目見えした⁽³⁰⁾。国持大名の中将でさえ、下段之間下から四畳目に太刀目録を置き、三畳目で目見えしているので、喜連川家の格の高さがわかる。なお、盃事はなく、呉服は次之間(二之間)において呉服台で拝領した。

元文期と天保期を比べてみると、盃の頂戴場所が、少将と侍従の場合、元文期は中段上より四畳目、天保期は同上より五畳目と違いがある。四品の畳目や、呉服台の置き場所については同じである。

(二) 立札と通掛の札

大広間での四品以上の人々の独札が行われたのち、諸大夫以下の人々の立札が執り行われた。延宝二年の行事からみてみよう。

〔史料16〕

右過而間之御襖障子開之、敷居際 立御、高家并諸大夫之面々太

刀目錄前ニ置之、一同御札、三之間ニ御番衆並居御札、終而

一重而 御上壇 御着座

御引渡御土器組付

御酌

御加

御前被 召上之、御加有之而其御盃御銚子ニ載之、中段西之方四畳

目ニ而御酌代

御酌

御加

御酌下段二畳目扣有之時、諸大夫之面々出座、御流・呉服頂戴之、

御勝手より御銚子出之、二銚子ニ成、畢而御銚子入

右広蓋ニ而呉服頂戴之、終而 入御

大広間の二之間には高家や諸大夫の人々が太刀目錄を前に置き列居、三

之間には番衆たちが並んだのち、將軍は下段之間に立御し、下段之間と二

之間との間にある襖障子が開けられて、立札が行われた。ついで將軍は上

江戸幕府「年頭御札」の仕組みと格式

吉良上野介

吉良上野介

大沢右京大夫

酒井彦岐守

米津周防守

嶋山次郎四郎

蒔田左兵衛

段之間に着座して盃を飲み、その盃に「御加」があつて、それを銚子に載

せ、酌役が下段之間二畳目に控えたとき、諸大夫の人々が二人宛出席し

て、御流と呉服を頂戴した。高家や番衆については記載がなく、不明であ

る。表高家二人は、広蓋にて呉服を拝領している。

つぎに、元文四年の立札と比較してみよう。

〔史料17〕

御下段迄 公方様 大納言様御一同 出御、此時御次之御襖障

子 伊豆守 開之、伊豆守ハ北之方、罷在、伊豆守披露、御次之間ニ外様

万石以上、表高家并諸大夫、其外御番衆ハ御太刀目錄前ニ置 一同御札、

御襖障子閉之

一重而 公方様 大納言様御上段 御着座

御引渡御土器組付

御酌

織田対馬守

織田丹波守

織田淡路守

御前江被 召上、御加無之、其御盃御銚子ニ載之、御中段西之方下

より四畳目御酌扣在之時、御酌代

御酌

御加

御酌御下段二畳目扣在之時、御勝手より一銚子出、諸大夫兩人出

座、御流并呉服頂戴之、又一銚子出、三銚子ニ成、諸大夫相濟、御

銚子入、入御

御先立

一入御以後

嶋山主計

松平伊豆守

(二二名略)

右出座、呉服広蓋ニ而頂戴之

一重而七銚子ニ而布衣之面々御流被下、九銚子ニ而御番衆御流被下、御

銚子入

立札の形式は、延宝期と同じである。出席者は、延宝期と比べ少し詳しく書かれている。とくに、「外様万石以上」は柳之間席の大名と思われる。すると、元日の立札のうち、「万石以上の諸大夫」(表2参照)は、帝鑑

之間・雁之間・菊之間縁頬席のいわゆる譜代の大名を指すのであろうか。

今後の検証が必要である。太刀目録は、三〇〇石以上の人々が献上し

た。盃・呉服下賜の状況も、少し詳しく書かれている。延宝期は、布衣以

下の人々については不明であるが、元文期は、將軍入御以後、布衣の役人

は七人宛、番衆は九人宛出席して、それぞれ御流を頂戴することが記され

ている。彼らには呉服の下賜が行われないことも、元日と同じである。天

保期の格式は、元文期とほぼ同様である。

ついで、將軍が「奥」へ入御する途中で、通掛による礼が行われた。延

宝二年と元文四年の事例をみよう。

〔史料18〕

一大広間 入御之節大廊下

岩船検校

吉川検校

無官医師

惟足

連歌師

右何茂進物前置之一同御礼、奏者番披露之

一白書院御次之間

御代官衆

御縁ニ

木原内匠

鈴木修理

鈴木長兵衛

狩野図書

狩野探雪

落縁ニ

諸職人

右並居御礼申上之

〔史料19〕

一御白書院御次之間

御代官

無官医師

洪川六蔵

猪飼豊次郎

吉川源十郎

鈴木源次郎

連歌師

落縁

諸職人

右並居御礼、奏者番披露之

〔史料18〕は延宝二年、〔史料19〕は元文四年の記事を示す。延宝二年の

場合、将軍が大広間へ入御するとき(あるいは、大広間から「奥」へ入御するときの意か)、檢校二人、無官医師、神道方の吉川惟足従時、連歌師が、大廊下にて謁見している。また、白書院次之間(帝鑑之間)では代官、その縁頼では大工頭や狩野派の絵師、落縁では諸職人が目見えした。ところが、元文四年には、大廊下での謁見はなくなり、白書院次之間での目見えにまとめられた。すなわち、代官、無官医師、神道方の吉川源十郎従安、連歌師などは次之間、諸職人はその落縁で目見えした。天保期も同様である。

なお、将軍入御後、在国・在所の人々が名代使者を派遣して太刀目録を献上する式が、大広間三之間で行われることは、延宝・元文・天保期とも同じである。

三 将軍の行動と「席図」に見る格式

(一) 元日儀礼

前期・中期・後期それぞれの「年頭御礼」の仕組みや格式についてみてきたが、文字史料だけでは、その仕組みや格式を十全には理解しがたい。とくに、将軍謁見の順序は、その行動に合わせて行われるため、「年頭御礼」における将軍の行動を復元する必要がある。しかるのちに、謁見の場を視覚的に示す「席図」を組み合わせることによって、将軍への謁見は、全般的にみるとどのような意味があったのか、考えてみたい。

図1は、さまざまな絵図史料によって、正月元日の際の将軍の行動を復元したものである。また表7は、天保期の表3により、大名・諸役人などの謁見順・謁見場所・謁見形式などを簡略化したものである。この図1・

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

表7 正月元日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	官位	礼の形式	盃・呉服下賜	
①	白書院	家門・譜代のうち四品以上	大納言	独礼 下段敷居の内	盃目による差あり	
			中納言			
			宰相			
			中将			
			少将			
			侍従			
			四品	敷居の外		
②	大廊下	奏者番	諸大夫	通掛に礼		
③	大広間	万石以上・以下の諸大夫など	諸大夫など	立礼	最初2人、以下3人宛出席	
		布衣の役人	布衣		7人宛出席	呉服拝領なし
		寄合、番衆、諸役人など			9人宛出席	
④	白書院次の間	小性組・久志本・御用達町人・扶持人の諸職人		通掛に礼		
⑤	八頭の杉戸前	高家肝煎	少将			
⑥	黒書院勝手	新番・右筆・膳奉行				

註 表3により作成。

表7を基に、それぞれの場面における「席図」を引用し、文字史料では見えない謁見の実状を明らかにしたい。

まず、白書院での独礼をみよう。白書院では、御三家を初め、家門・譜代のうち四品以上の人々の謁見が行われた。図2は、尾張徳川家当主の「年頭御礼」の状況をみたものである。▲印の数字は、当主の行動順を示す。「三」は、当主が太刀目録を献上するときの座席である。下から一畳目に座っている。当主の官位は、大納言か中納言と思われる。太刀目録は、下段上より三畳目の上か下に置かれていたものと推測されるが、記載がない。「六」で、盃を下賜された。盃は、上から二畳目の「三方」に置かれていた。呉服台は、三畳目の上より四畳目へかけて南北に縦に置かれており、右の「十一」で拝領した。太刀目録の置場所、盃を受ける所、呉服の拝領場所とも、官位が低くなるほど将軍から遠ざかった。四品に至っては、太刀目録の献上、盃・呉服下賜とも、下段敷居の外に縁頬で行われた。正に、将軍との距離が重要であった。

つぎに、大広間での立礼をみよう。大広間では、大名・役人の諸大夫、布衣の役人、御目見以上の役人などが目見えした。図3は諸大夫大名、図4は役人たちの謁見を示す。大名は、二之間に「御譜代衆」に帝鑑之間席、「同席」に雁之間詰、柳之間席、菊之間縁頬詰が並び、その後、三之間に布衣以上・以下、縁頬の端(実検之間)に寄合・御目見以上の面々が列居していた。かかる座席のなか、将軍が下段之間に立御し、襖が開けられて目見えが行われた。立礼の場合も、格が低いほど将軍から遠ざかっていることは明らかである。

ついで、通り掛かりでの目見えをみよう。これについては、奏者番と小性組などとの謁見を比較してみよう。奏者番は大名役ではあるが、儀式に

携わる職務のため、将軍が白書院から大広間に移動する際、大廊下で目見えした(図1の②)。図5は、そのときの謁見の図である。大廊下下部屋の側に、太刀目録を前に並び、通り掛かりの将軍に目見えした。大廊下は、横に畳が五畳敷いてあるので、比較的近くで謁見したことになる。これに対し、小性組などの場合は、将軍が大広間での立礼を終え、大廊下を通って、白書院の側を通行し、「奥」へ入御するとき目見えした(図1の④)。図6は、そのときの謁見の図である。将軍との間隔は、下段之間一間と四畳分開いている。儒者や久志本は小性組の後、後藤などの御用達町人や諸職人はそのさらに後方の縁頬に座っている。通り掛かりの謁見においても、将軍との距離によって、目見えの格が設定されていることがわかる。

(二) 二日儀礼

正月二日儀礼についても、将軍の行動を復元し、「席図」により謁見の実状をみよう。図7は、正月二日の将軍の行動を復元したもの、表8は、天保期の表6により、大名・諸役人などの謁見順・謁見場所・謁見形式などを簡略化したものである。まず、白書院の独礼からみよう。白書院では、御三家名代使者の目見えが行われた後、上野矢田鷹司家当主の謁見が行われた。初代の信平は少将に任命されているが、二代目の信正以降は侍従止まりであった。図8は、鷹司家当主の謁見を示す。太刀目録が、下段敷居の外に縁頬の上から二畳目に置かれていること、呉服を載せる台が広蓋であることから、四品のときの目見えの図と思われる。四品の者は、独礼ができるとはいえ、縁頬での謁見となる。

表8 正月2日の式

謁見順	謁見場所	謁見者	官位	礼の形式	盃・呉服下賜
①	白書院	御三家名代使者		下段敷居の外	
		矢田鷹司家	侍従		
②	大広間	外様国持などのうち四品以上	(中将)	敷居の内	畳目による差あり
			少将		
			侍従		
			四品		
		喜連川家		板縁	下段中央
		外様万石以上・諸大夫の役人	諸大夫	立礼	
		布衣の役人	布衣		7人宛出席
番衆		9人宛出席			
③	白書院 次の間	代官、無官医師、連歌師など		通掛に礼	

註 表6により作成。

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

つぎに、將軍は大廊下を通って、大広間に出御する。大広間では、外様国持大名など四品以上の人々の目見えが行われた。図9は、萩毛利家の「年始御目見之図」である。当主は、△印の番号順に行動する。二之間から官位の高い順に出席し、太刀目録は下段下から二畳目に置き、一畳目で目見えした。これは、侍従の格式である。盃は、中段下から一畳目(△印の六)に控え、二畳目に進んで頂戴した。呉服台は下から四畳目に置かれており、三畳目に進んで拝領した。大広間は、上段二八畳、中段二八畳、下段三六畳という、九二畳の広い空間であり、家門・譜代が謁見する白書院(五二・五畳)と比べれば、將軍との距離が遠いことがよくわかる。

大広間では、喜連川家当主も、独礼で目見えした。図10は、その謁見の図である。これによると、太刀目録が中段の内に置かれており、国持の中将でさえ下段下より四畳目であることを考え合わせると、喜連川家は知行五〇〇石で無位無官ながら、高い格式を与えられていることがうかがえる。ついで、諸大夫以下の目見えが執り行われた。図11によると、二之間に「表大名」⇨柳之間席大名、その後「御譜代衆」⇨帝鑑之間席大名が並び、三之間や縁頬に御目見以上の人々が列居して、立礼が行われた。外様の諸大夫大名の儀礼が、二日に行われることは、外様国持同様、將軍との関係が遠いことを示すものであろう。

大広間での立礼が終わると、將軍は大廊下を通って「奥」へ入御した。その途中、白書院の側を通行するとき、通り掛かりの礼が執り行われた。図12は、代官・無官医師の謁見の図である。元日の同場所での小性組番士の目見え(図6)と比べると、同じ御目見以上であっても、格の低い代官たちの座席は、將軍との距離が遠いことがわかる。ここにも、將軍との距離によって格が設定されていることがうかがえる。

おわりに

將軍は、既にみたごとく、正月元日には「奥」の「御座之間」↓「表」の白書院↓大広間、正月二日には白書院↓大広間と移動し、年始の挨拶をうけた。すなわち、「奥」の「御座之間」では將軍の家族、「表」の白書院では徳川一門や有力譜代大名、玄關に近い大広間では、元日と二日には諸大夫(従五位下)以下の大名や諸役人・番衆、二日には有力外様大名が謁見しているの、將軍に近く格式の高い人ほど將軍の居住空間、もしくはそこに近い場所で、しかも早い順番で、謁見してることがわかる。有力外様大名が二日に大広間で謁見していることは、將軍にとつてそれだけ遠く、煙たい存在であったことを示しているといえよう。また、正月元日・二日の大広間では、諸大夫以下の人は盃を賜るとき「御流」である。これは、「御座之間」・白書院・大広間での四品(従四位下)以上の人の謁見が、上段之間に座る將軍に、下段之間、もしくは縁頬において一人で目見えする独礼であるのに対し、大広間での諸大夫以下の人の謁見は、下段之間に立御する將軍に、集団で目見えする立礼であることを示す。そして御用達町人や諸職人の謁見は、將軍が「奥」へ入御するときの通り掛かりの礼である。

このように「年頭御礼」の行事から、幕府が、將軍の行動と本丸御殿の空間構造をうまく組み合わせながら身分統制を行っていた実態が明らかとなる。さらに、四品以上の独礼では、拝謁者の官位により、太刀目録を置く場所、拝謁する場所、盃を受ける場所、呉服を拝領する場所などが、盃目一枚ごとに異なっていた。したがって各部屋においても、官位の高い人

ほど將軍に近づけることになる。

以上のように、將軍に謁見する場所が、將軍家との関係(家柄)や官位を基準にして殿中の部屋や畳の位置で決められていたのである。そして、將軍の居住空間により近い部屋で、しかもより近い位置で謁見できる者ほど格式が高く、かかる殿中儀礼によつて、將軍の権威と、將軍を頂点とする武家社会の秩序が維持されていたといえよう。ことに、將軍との距離を、格を指標化する基準にしていたことが、將軍の権威化に大きな役割を果たしたことを強調しておきたい。

註

- (1) 笠谷和比古「武士の身分と格式」(朝尾直弘編『日本の近世 第七卷 身分と格式』(中央公論社、一九九二年)所収)。
- (2) 二木謙一「江戸幕府將軍拝謁儀礼と大名の格式」(『日本歴史』六一八号、一九九九年)、同上「武家儀礼格式の研究」(吉川弘文館、二〇〇三年)三三〇頁。
- (3) 小宮木代良「近世武家政治社会形成期における儀礼」(荒野泰典編『日本の時代史 二四 江戸幕府と東アジア』所収、吉川弘文館、二〇〇三年、のち、同氏著『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年、所収)。
- (4) 川島慶子「寛永期における幕府の大名序列化の過程—元日の拝賀礼の検討を通して—」(西村圭子編『日本近世国家の諸相』東京堂出版、一九九九年)。同上「寛永期の大名の身分序列について—正月二日の拝賀礼の検討を通して—」(『史艸』四〇号、一九九九年)。
- (5) 深井雅海『図解 江戸城をよむ』(原書房、一九九七年)、同上「徳川將軍家と加賀前田家の「年頭御礼」について」(『金沢市史会報』一二、二〇〇一年)、同上「江戸城—空間に表現される秩序」(鶴飼政志他編『歴史をよむ』東京大学出版会、二〇〇四年、所収)、同上「江戸城」(中公新書、二〇〇八年)、同上「日本近世の歴史 3 綱吉と吉宗」(吉川弘文館、二〇一二年)など。
- (6) 深井雅海「特別講演 將軍権威と殿中儀礼」(『風俗史学』三五号、二〇〇七

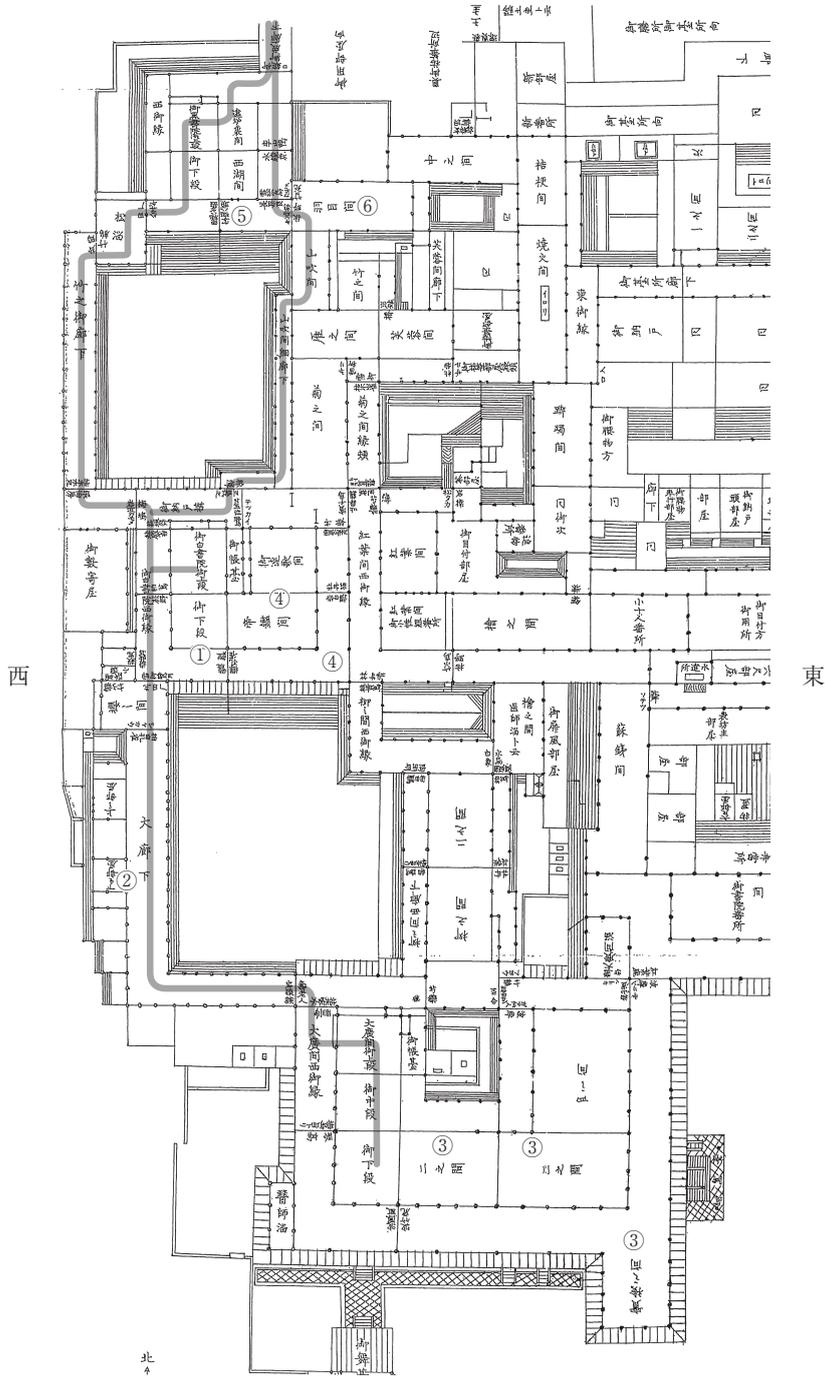
年)。

- (7) この日記は、主に老中の動向に焦点を当てた記事内容になっていることから、御用部屋の記録と思われる。
- (8) 徳川黎明会編『徳川礼典録』上巻(原書房覆刻、一九八二年一四〇一六頁)。
- (9) 深井雅海監修、大滝敦士・高田紋子編『江戸幕府諸役人御用番名鑑』(校風舎、二〇一四年)六六頁。
- (10) 『徳川諸家系譜』第一(統群書類従完成会、一九七九年)六一〜六三頁。
- (11) 川島慶子氏は、すでに註(4)の前者の論文の中で、寛永一〇年に、御三家に對して「返盃」が行われ、返盃の有無、盃の供され方によって序列化されていたことを指摘している。
- (12) 『徳川諸家系譜』第一、六一〜六二頁。
- (13) 国立公文書館所蔵「江戸幕府日記」宝暦一二年正月元日条。
- (14) 深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年)。
- (15) 『新訂寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会、一九六四〜一九六六年)第二卷、八頁。
- (16) 『新訂寛政重修諸家譜』第一七卷、二七六〜二七七頁。
- (17) 『新訂寛政重修諸家譜』第五卷、五六〜五七頁。
- (18) 『新訂増補国史大系 第四二卷 徳川実紀 第五編』(吉川弘文館、一九四一年)、

四一七頁。

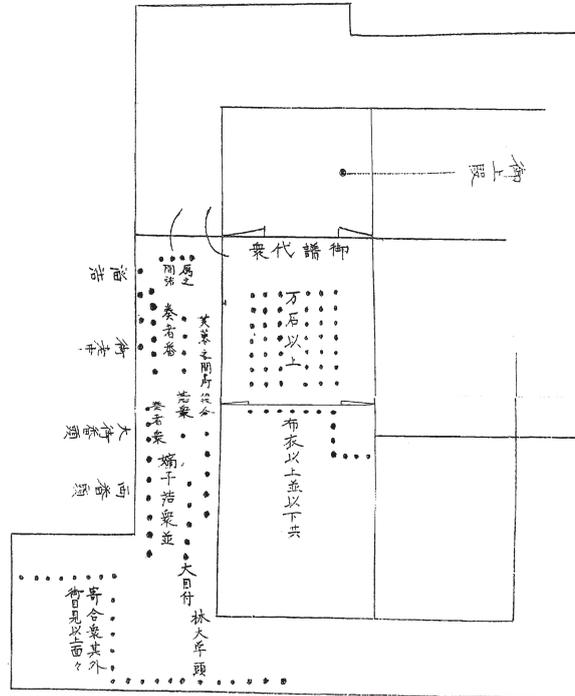
- (19) 『徳川諸家系譜』第四卷、五〇〜五一頁。
- (20) この様子は、『新訂寛政重修諸家譜』第一四卷、二八三〜二九三頁に散見する。
- (21) 『新訂寛政重修諸家譜』第一七卷、二八四・二八七頁。
- (22) こうした前田家や池田家に対する特別扱いは、すでに寛永一〇年には始まっている(註(4)の川島論文参照)。
- (23) なお、寛永一〇年には、侍従以上は呉服台、四品は広蓋で下賜されていたが、縦・横の置き方については不明である(註(4)の川島論文参照)。
- (24) 『徳川礼典録』上巻、一〜二頁。
- (25) 『新訂寛政重修諸家譜』第一卷、三四・五八頁。
- (26) 『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、六八頁。
- (27) 同右、六九頁。
- (28) 橋本政宣「近世の武家官位」(橋本政宣編『近世武家官位の研究』統群書類従完成会、一九九九年、所収)。
- (29) 『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、一一八〜一二三頁。
- (30) さくら市市史編さん委員会編『喜連川町史 第三卷 資料編3 近世』(さくら市、二〇〇七年)二五一〜二五二頁。

図1 正月元日のときの将軍の行動と謁見場所



註 「御本丸表向御座敷絵図」(『徳川礼典録附図』)により作成。将軍の行動は推測も含む。

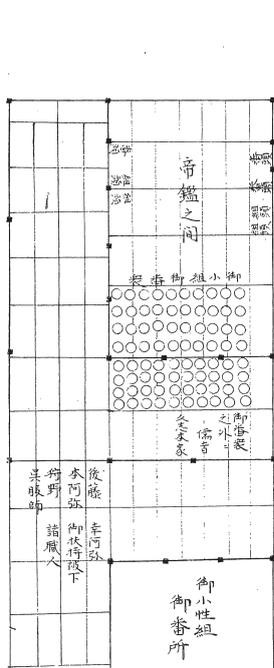
図4 諸大夫役人・布衣役人・御目見以上の人々の謁見



註 「御本丸明細図」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜3』〔東洋書林、2001年〕所収、332～333頁)により引用。

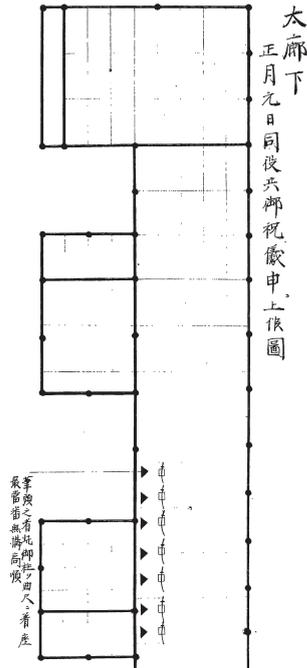
江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

図6 小性組番士などの謁見



註 「両番頭年中勤方絵図」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜3』所収、471頁)により引用。

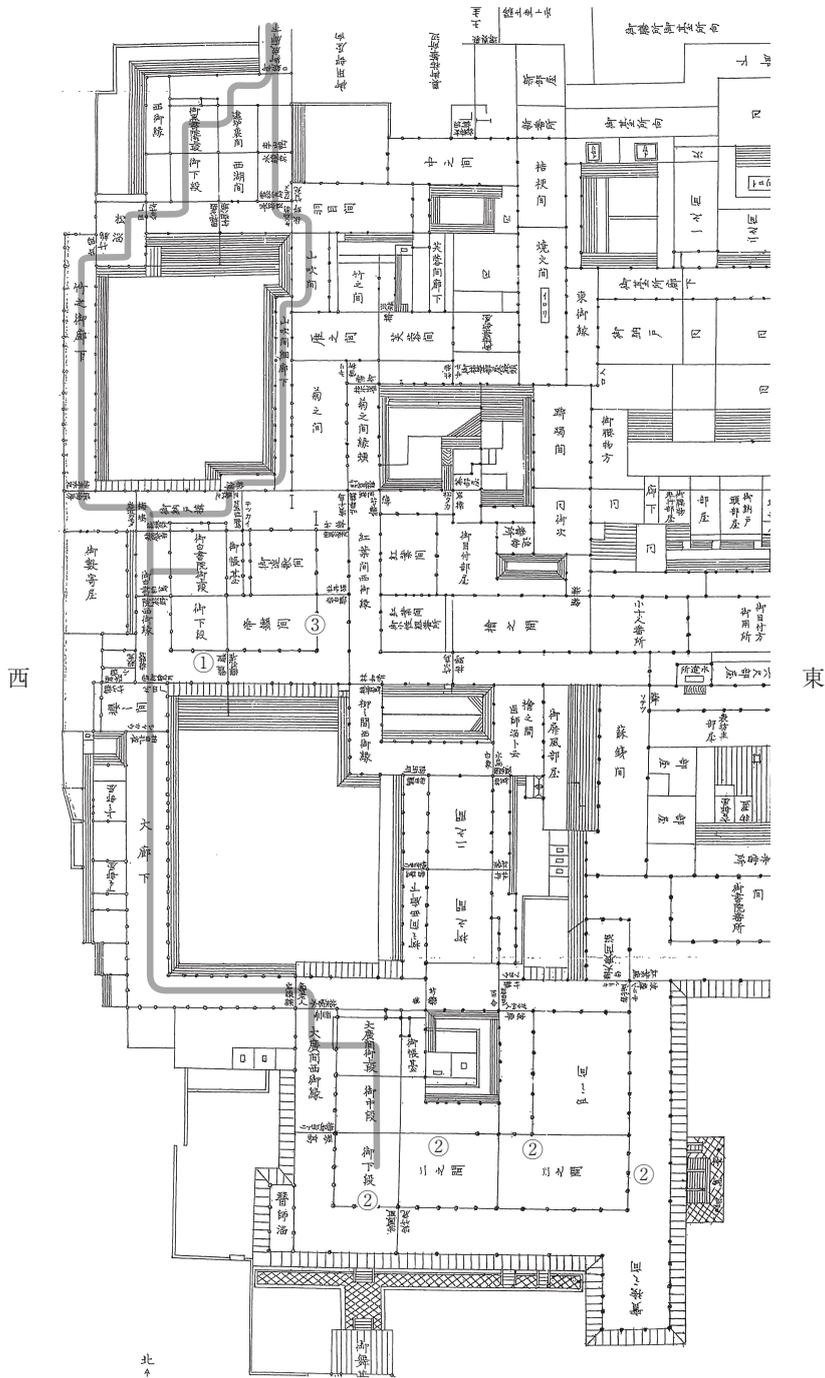
図5 奏者番の謁見



註 「御本丸席図 年始席図 天」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜1』〔東洋書林、2001年〕所収、310頁)により引用。

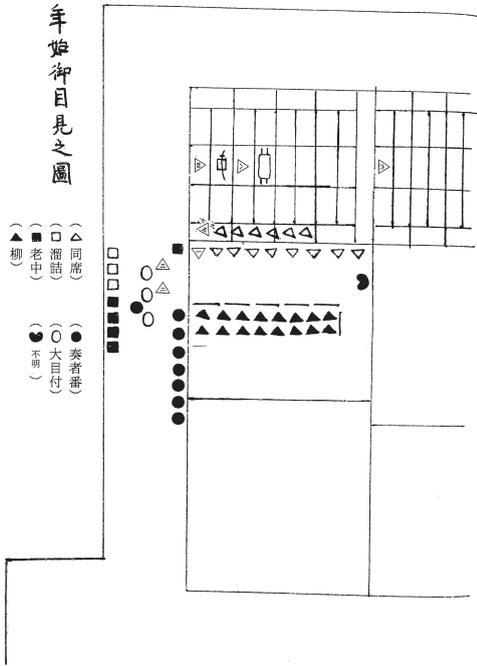
図7 正月2日のときの将軍の行動と謁見場所

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式



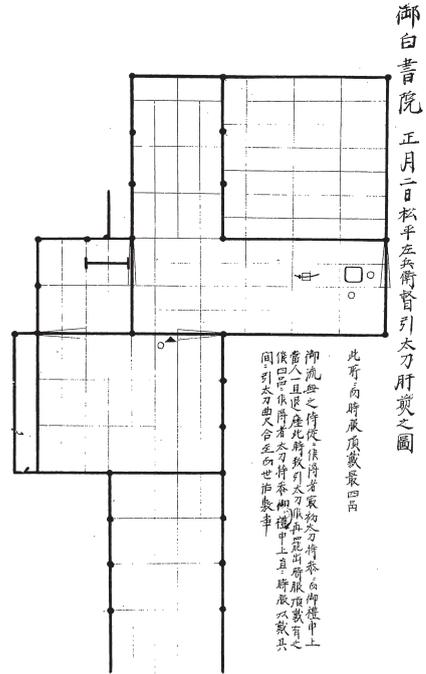
註 「御本丸表向御座敷絵図」(『徳川礼典録附図』)により作成。将軍の行動は推測も含む。

図9 萩毛利家の謁見



註 「御自身御作廻當中御坐敷之図(二)」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜7』〔東洋書林、2002年〕所収、357頁)により引用。

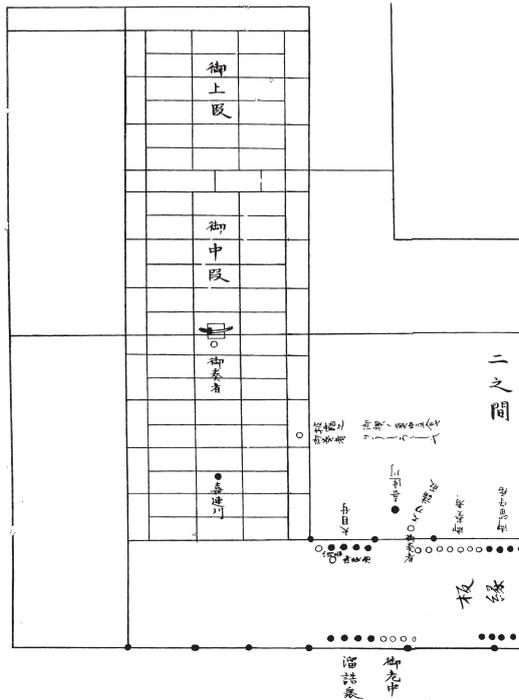
図8 矢田鷹司家の謁見



註 「御本丸席図 年始席図 天」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜1』所収、314頁)により引用。

江戸幕府「年頭御礼」の仕組みと格式

図10 喜連川家の謁見



註 「(御本丸古格席図 一)」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜1』所収、18～19頁)により引用。

